

# 「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」（案） 骨子

## 1 条例制定の背景

### （1）自転車関係事故の現状

県下の交通事故件数は、自転車事故の件数も含めて年々減少傾向にあるものの、依然として交通事故全体の自転車事故の占める割合は20%以上を占めている。特に、歩行者と自転車の事故については、ここ約10年間で1.9倍に増加し、自転車利用者が加害者になる事故により高額な損害賠償事例も発生している状況にあるなど、自転車の安全な利用対策が喫緊の課題となっている。

### （2）自転車の安全な利用等に関する検討委員会からの提言

上記の現状を踏まえ、自転車の交通安全対策の強化を図るため、有識者、自転車利用者、販売業者、保険関係者などで構成する「自転車の安全な利用等に関する検討委員会」を5月に設置した。さらに、検討委員会の下部組織の専門部会で自転車保険の加入促進について検討がなされた。

委員会では、①交通ルールの遵守とマナーの向上②自転車保険の加入促進③ヘルメット、反射器材の普及促進④自転車の通行環境の整備等に関する検討がなされ、県が自転車の安全利用等に関する条例を制定し、県民運動として取り組んでいくことが必要であるとの提言がとりまとめられた。

## 2 条例制定の意義

県民の自転車の交通安全対策を一層推進するためには、県民、行政、警察、団体等がそれぞれに応じた講習、情報伝達、啓発などの役割を担い、互いに連携・協働して地域ぐるみで自転車の交通安全に取り組んでいく必要がある。

このことから県は、検討委員会からの提言も踏まえ、歩行者、自転車等が安全に通行し、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）」を制定する。

## 3 条例（案） 骨子

### （1）目的（第1条）

歩行者、自転車等が共に安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与

○自転車の安全で適正な利用に関し、県民、事業者、交通安全団体、県の役割等の明確化

○自転車の安全で適正な利用に関し、県が実施する施策の基本的事項の策定

○県民、事業者、交通安全団体及び県が協働して、自転車の安全で適正な利用に関する運動の展開

(2) 各主体の役割等 (第2条から第5条)

主 体	内 容
県民	○自転車の安全で適正な利用に関する知識の習得、家庭、地域等における自転車関係法令の遵守に関する啓発等の取組の実施 ○自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策への協力
事業者	○事業活動を通じた自転車関係法令の遵守に関する啓発その他自転車の安全で適正な利用に関する取組の実施 ○自転車の安全で適正な利用に促進に関する施策への協力
交通安全団体 (交通安全に関する活動を行う団体)	○道路交通関係法令の遵守に関する啓発、自転車の安全で適正な利用に関する活動の企画及び推進
県	○自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施 ○県民、事業者及び交通安全団体の自転車の安全で適正な利用に関する運動を支援するための情報提供その他の措置

(3) 自転車交通安全教育等 (第6条から第8条)

主 体	内 容
県	○県民に対し自転車交通安全教育及び啓発
保護者	○監護する未成年者に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育の実施
教育施設 (学校及び専修学校等)	○学校等の長は、その幼児、児童、生徒又は学生に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育の実施
事業者	○従業員に対し、自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育の実施
高齢者の家族	○高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全で適正な利用に関する事項について必要な助言の実施

(4) 自転車小売業者等の情報提供 (第9条)

- |          |   |
|----------|---|
| ①自転車小売業者 | } 自転車の販売や貸し付けの機会等を通じ、自転車の安全で適正な利用に関する情報提供 |
| ②自転車貸付業者 |   |

(5) 自転車の安全適正利用 (第 10 条)

対象者	内 容
自転車利用者	○自転車関係法令の遵守 ○歩行者等の安全に十分配慮した自転車の利用 ○自転車関係法令で定められた前照灯及び反射器材又は尾灯を備えるほか、車両の側面に反射器材の装着
保護者	○監護する幼児又は児童が自転車を利用するとき、乗車用ヘルメット等の利用をさせる

(6) 自転車の点検及び整備 (第 11 条)

- ①自転車利用者、自転車貸付業者等は、自転車の必要な点検及び整備の実施
- ②保護者は、その監護する未成年の利用する自転車について、必要な点検及び整備の実施

(7) 自転車損害賠償保険等の加入等 (第 12 条から第 14 条)

①保険等の加入 (第 12 条)

主 体	対 象	内 容
自転車利用者	—	自転車損害賠償保険等の加入 (義務)
保護者	監護する未成年者	自転車損害賠償保険等への加入 (義務)
事業者	従業者	自転車損害賠償保険等への加入 (義務)

②保険等の加入の確認 (第 13 条)

- 自転車小売業者 (自転車貸付業者) は、自転車を販売する (貸し付ける) とき、自転車購入者 (自転車借受者) に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無の確認 (義務)
- 自転車小売業者 (自転車貸付業者) は、自転車損害賠償保険等の加入が確認できないとき、自転車購入者 (自転車借受者) に対し、情報の提供

③保険者等の情報提供 (第 14 条)

- 自転車損害賠償保険等を引き受ける自転車損害賠償保険者等は、県との相互の連携及び協力の下、自転車損害賠償保険等に関する情報提供等

(8) 環境づくりの実施 (第 15 条)

県は、国及び市町と連携し、歩行者、自転車等が安全に通行することができるよう、必要な環境づくりの実施

※なお、この条例については、罰則は設けていない。